

2020(令和2)年5月13日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣府特命担当大臣 西村 康稔 殿
経済産業大臣 梶山 弘志 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

公益財団法人ソーシャルサービス協会
理事長 神田 豊和

新型コロナウイルス感染対策に関する国への緊急要望書

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威をふるっている。日本においても国が「緊急事態宣言」を発出してさらに延長した。この国難ともいえる現況において、とくにエッセンシャル・ワーカーに属する事業者と従事者は相当深刻な実態にある。私どもの公益財団法人ソーシャルサービス協会は介護事業、清掃事業、生活困窮者支援事業、職業訓練事業など地域住民の社会生活を支える役割を果たしていると自負している。しかし訪問介護の現場ではマスクや手袋、消毒液、防護用具などの不足が2か月超す事態になっている。人員不足が拍車をかけて現場で働くヘルパーたちは感染のリスクと恐怖にさらされながら懸命に働いている。精神的疲弊と健康不安などは極限状態にある。エッセンシャル・ワーカーに属する職種・業種などにたいする感染拡大防止策、安全・安心な医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続等に係る必要な緊急対策事項を以下にまとめ強く要望する。すみやかに緊急要望の実現にご尽力ください。

記

1. 誰もが安全・安心・納得できる「緊急事態宣言」からの“出口戦略”を明確に示すこと
2. サージカルマスク、消毒用エタノール、エプロン、手袋、防護用メガネおよびガウンの必要数を国の責任で至急再配布すること
3. 職員、利用者等に体調不良者が出た場合、すみやかにPCR検査、および医療にかかれるようにすること
4. これまでもインフルエンザや結核等の問題があったが、今回の新型コロナウイルスにより感染リスクの問題が深刻である。今後の介護スタッフ・ケア

マネジャーの人材確保のためにも、診療報酬と同様に介護報酬等をすみやかに改善して業務に対しての意欲の向上につなげること

5. 介護職員(特に訪問介護サービス)は、食事、排泄、入浴を中心とした日常生活に欠かせない支援をおこなっており、また中止することが困難なため、危険手当に見合う加算(危険業務加算・ハイリスク加算等)を新設すること
6. 介護現場で働く職員のメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知すること
7. 厚労省「介護保険最新情報 Vol. 8 2 7」発出の動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」で言われていることを実際に保障できるだけの介護資材を全事業所に配布すること
8. 「持続化給付金」は、通所・訪問等、すべての社会福祉・介護保険事業に対し、新型コロナウイルスが終息するまで前年同月の収入を補償すること
9. 生活困窮から生活保護申請に至る状況が増しているが、セイフティネット(生活困窮者自立支援法)を活用して、就活や自立の選択も実施するよう各自治体に促すこと
10. 都道府県および各自治体の相談窓口や福祉局以外にも、各委託事業の提供から救済が進むなら協力したいと各部局から相談が寄せられる。生活困窮者の優先発注を最大限活用して、市民へ仕事と賃金の提供を実施すること
11. 失業者は増加し、生活に困窮した市民が増えてくることから、生活困窮者等の支援窓口は人手不足となる。その第2のセイフティネットを実施する費用対効果を含め、最大限活用すること

以 上